

小野市 地域クラブ申請に係るQ&A

項目	質問	回答
地域クラブ (団体) に関する こと	地域クラブとはどのような団体ですか。	これまでの学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、部活動地域展開の一環として、小野市の中学生を受け入れて活動するスポーツ・文化芸術団体です。市が審査をし、認定します。
	地域クラブとして認定された場合、総体や新人大会などの中体連主催大会に参加することはできますか。	県中体連への「参加認定申請」をし、参加することができます。申請期間が定められていますので、期間内に申請してください。（毎年、更新申請が必要です）また、当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録しておく必要があります。
	参加人数が少なくても、地域クラブとして認められますか。	主に市内の中学校に在籍する生徒が参加できる団体であれば、申請できます。申請時点において、参加者がいない場合も申請は可能です。
	認定された地域クラブに、活動のための補助金や給付金はありますか。	補助金の支給に向けて、現在検討中です。 参考：国制度22.4万円～67.3万円/年
	参加者から徴収する会費等について、金額はどのように設定したらいいですか。	運営に必要な経費は、活動種目により異なるため、特に料金設定はありません。ただし、会費の根拠等がわかるよう、活動実績と会計報告を定期的に、保護者や教育委員会に提出してもらいます。
	活動中の生徒の事故やけがの責任は誰が負いますか。	運営する地域クラブで対応してもらいます。未然防止に努めるとともに、参加する生徒や指導者に対して保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにしておいてください。
	現在は、大人のための団体ですが、これから、中学生も参加できるようにした場合、申請はできますか。	申請時に中学生が参加可能であれば、申請できます。
	市外に活動拠点がある団体でも申請できますか。	申請できません。活動拠点および活動場所が市内であることが要件となっています。
	市外の中学校の生徒も在籍していますが、申請できますか。	主に市内の中学校に在籍する生徒が参加できる団体であれば、申請できます。
	複数の競技（例：野球とソフトボール）を一つの団体で申請できますか。	申請できます。認定要件を満たしていれば申請可能です。
	代表者や指導者は、小野市民である必要はありますか。	必要ありません。活動拠点と主な活動場所が、いずれも小野市内にある団体であれば、申請できます。
	1人の指導者が複数の地域クラブを掛け持ちすることは可能ですか。	活動日が重複していない等で、それぞれの団体で指導にあたることのできるのであれば可能です。ただし、兼職兼業で指導にあたる場合は、労務管理に十分留意してください。
認定された場合、部員募集のため、小中学校にチラシを配布することはできますか。	できます。チラシを作成された場合は、印刷をされる前に、スポーツ振興課にご相談ください。（印刷は各団体で行ってもらいます）	

項目	質問	回答
活動場所（施設）に関する こと	地域クラブとして活動する場合、活動場所はどのようになりますか。	中学校をはじめとして、小学校や特別支援学校、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設（コミュニティセンター等）を使用することができます。学校施設を使用する場合には、教育委員会が活動場所の調整を行い、定期的な利用ができます。ただし、小学校の施設は、スポーツ少年団の使用を優先します。学校施設以外を使用する場合は、各地域クラブ団体において確保してもらいます。
	活動場所となる施設を使用する際、料金はかかりますか。	市内学校施設の利用については、当面の間、使用料（空調使用料含む）を免除します。公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設の使用料については、それぞれの施設が定めた使用料が適用されます。
	複数の学校を活動拠点として活動することはできますか。	活動拠点が複数になる方が、生徒にとってメリットとなることも考えられるため、曜日によって活動拠点を替えることも可能です。ただし、活動拠点は市内の学校に限ります。
	学校プールの使用はできますか。	水質管理等、安全面の理由から、地域クラブ活動での使用は想定しておりません。
	施設の備品は使用できますか。	市内学校施設の備品（サッカーゴール、卓球台、支柱、大型楽器等）の使用を許可します。使用に際しては、学校に申請し、使用方法や注意事項を守って使用してください。また、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設の備品等の使用については、それぞれの施設が定めた使用料および規定の適用となります。
	活動中に備品を破損した場合、費用弁償を求められることはありますか。	原因が故意、過失にかかわらず、クラブに対し費用弁償を求めることになります。このような事態に備えて、損害賠償保険への加入を推奨します。ただし、老朽化などが破損の一因となっている場合は、クラブ、学校、教育委員会と協議したうえで、対応を決定します。
	施設にある消耗品（ボール、ラインパウダー等）は使用できますか。	消耗品は使用できません。各地域クラブで準備してください。
	学校施設を使用する際、活動に必要な物（消耗品等）を置いておくことはできますか。	特別教室も含めて、生徒が普段、使用している教室や体育館等に、地域クラブの活動に使う物等を置いておくことはできません。そのための別の部屋を用意することもできません。
活動日・活動時間に関する こと	活動できる日が少ない（または不定期）場合も、地域クラブとして認められるのでしょうか。	地域クラブは、生徒が複数の活動を選択することも想定されているため、生徒の選択肢を広げるうえでも、活動回数が少ない（または不定期）で活動するクラブについても必要と考えています。
	土日どちらも活動したいが、可能ですか。	合計11時間程度の範囲内に収まり、平日の活動が週3日以内であれば、休日に2日間連続して活動を行うことも可能です。ただし、1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日3時間程度を守って活動してください。
	学校施設を使用する場合、平日の活動時間はどのように設定したらいいですか。	16時以降の開始を基本とし、翌日の学校生活に差し支えないよう、20時までの間で、2時間程度の活動としてください。ただし、長期休業中については、この限りではありません。